譲与契約書

　譲与人　館林市長　と、譲受人　　　　　　とは、次の条項により市有財産の譲与契約を締結する。

　(譲与物件)

第1条　譲与物件は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 位　　置 | 種　類 | 面　積（㎡） | 備　考 |
| 市 | 町 | 地番（先） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　(譲与物件の登記)

第2条　譲与物件の不動産表示、所有権保存及び所有権移転登記は、譲受人が自ら行なうものとする。

　(所有権の移転)

第3条　譲与物件の所有権は、本契約を締結した時に、譲受人に移転する。

　(譲与物件の引渡し)

第4条　譲与物件の引渡しは、前条の規定により譲与物件の所有権が譲与人から譲受人に移転した時に完了したものとする。

　（契約の解除）

第5条　譲与人は、譲受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

　(瑕疵担保)

第6条　譲受人は、本契約締結後、譲与物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求をすることができない。

　（損害賠償）

第7条　譲与人は、譲受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

　(契約の費用)

第8条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて譲受人の負担とする。

　(信義誠実の義務・疑義の決定)

第9条　譲与人及び譲受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　本契約に定めのない事項については、譲与人と譲受人が協議のうえ定めるものとする。

　本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　　 年　　 月　　 日

（譲与人）館林市城町１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　館林市長　多田　善宏　㊞

（譲受人）

　 ㊞